

第4版 2010.4.1（有効期限 2012.3.31 まで）



KOTO 街かどアーティスト

実施要項

平成 22・23 年度版

公益財団法人 江東区文化コミュニティ財団

●事業概要

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団で認定した KOTO 街かどアーティストが、江東区内文化センターをはじめとする公立施設、区内商店街、商業施設などのパブリックスペースでライブパフォーマンスを行うことによって、地域の活性化と芸術家のいるにぎわいのある街を創出していくために実施する事業です。

事業の目的

- ・アーティストの発掘と発表機会の提供・
- ・地域の活性化・
- ・江東区（街）のイメージアップ・

●地域と協働でつくる KOTO 街かどアーティスト事業

本事業をとおして、文化センター、商店街（商業施設含む）、および地域住民がお互いに協力しあい、アーティストを盛り上げていきます。そして、そのパフォーマンスを原動力にして街の活性化を目指します。

●主催・お問い合わせ先

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

江東区文化センター

〒135-0016

東京都江東区東陽4-11-3

TEL 03（3644）8111

FAX 03（3646）8369

担当 樺澤、高柳、井上

アーティストの活動内容と遵守事項について

●アーティスト数および詳細

平成 22 年 4 月 1 日現在

大道芸部門 30 団体 音楽部門 41 団体 絵画部門 1 団体 合計 72 団体

●KOTO 街かどアーティストの活動

江東区内の公共施設や商店街を中心に、町会・自治会などの催事など、音楽やその他パフォーマンスを公に披露することが基本活動となります。ギャラは発生しませんが、投げ銭によってその対価を獲得します。やがては、アーティストにオーディエンスがつき、様々な場面で活躍が期待されます。

●ライセンスの期限

2 年間です（平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）。

●参加遵守事項

1. 地域活性化のための活動

(1) KOTO 街かどアーティストは、音楽やパフォーマンスを通じて地域の活性化に努めていただきます。

2. 秩序と良識の保持

(1) KOTO 街かどアーティストとしての自覚をもち、パフォーマンスをする際は公序良俗に反しないことを約束していただきます。

(2) 政治・宗教にかかわるパフォーマンスは一切行わないことを約束していただきます。

3. 「KOTO 街かどアーティスト」として出演するための大原則

- (1) 江東区文化コミュニティ財団 江東区文化センター（以下、「事務局」という。）からアーティストへ出演依頼をしたものが「KOTO 街かどアーティスト」事業となります。
- (2) 事務局の了解を得ていない依頼のもので、KOTO 街かどアーティストとして出演することはできません。
- (3) ライセンスの有効期間内(平成 22・23 年度の認定期間内)に「KOTO 街かどアーティスト見本市」（於：江東区文化センターロビー）及び江東区地域のイベント・催事などに最低各 1 回出演していただきます。

4. のぼり旗の使用原則

- (1) KOTO 街かどアーティストとして活動する場合は、必ず指定の のぼり旗を掲げ、その周囲でパフォーマンスを行うことを原則とします。

5. プレート（ライセンス証）の表示

- (1) パフォーマンス実施の際は、主催者および観客に判るようプレート（街かどアーティストライセンス証）を置いていただきます。プレートの表示は強制いたしません。が、パフォーマンス実施時に提示を求められた場合は、速やかに対応できるよう、パフォーマンス実施時には、携帯してください。

6. 出演料その他経費の負担

- (1) 基本的に出演料は要求しないことを条件とします。ただし、主催者側の厚意によるものは、その限りではありません。
- (2) 弁当、交通費その他の経費も、自己負担が原則です。ただし、主催者側の条件提示内であればその限りではありません。

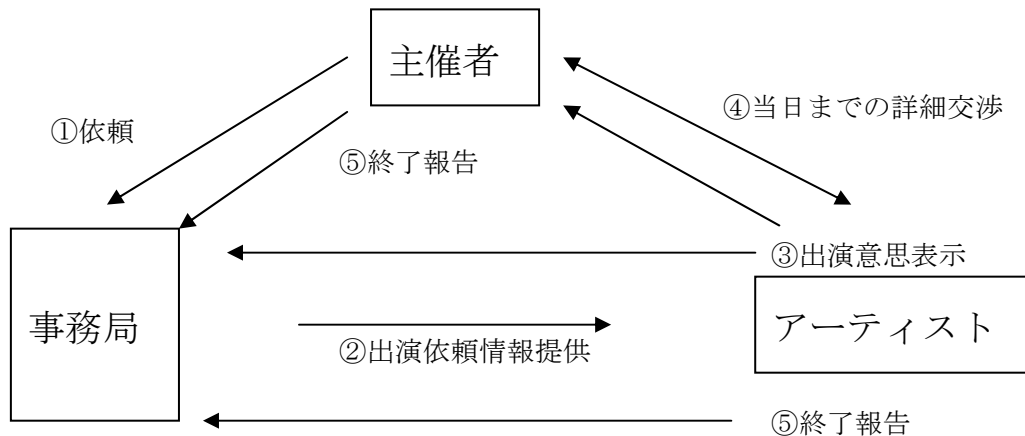
7. 活動報告の義務

- (1) KOTO 街かどアーティストとして活動する場合は、事務局と密に連絡をとることとします。また、活動終了時には必ず事務局に報告していただきます。なお、事務局員が現場に立ち会った場合は、この限りではありません。

8. その他

- (1) 上記遵守事項に反した場合は、ライセンスが即無効となります。
- (2) 上記にない事項については事務局および、主催者と協議のうえ円滑に運営することを約束していただきます。

交渉成立までの流れ・手順について



1. 主催者から事務局（江東区文化センター）へ出演依頼

- (1) 出演依頼にあたっての条件提示を事務局へ提示していただきます。
(出演依頼オーダー票あり)

主な条件項目

- | | |
|------------------|---------|
| ①開催名（内容など） | ⑦弁当の有無 |
| ②日時 | ⑧交通費の有無 |
| ③場所（エリア） | ⑨控室の有無 |
| ④出演依頼部門（大道芸か音楽等） | ⑩雨天時の対応 |
| ⑤出演可能団体数 | ⑪駐車場の有無 |
| ⑥出演費の有無 | ⑫その他 |

2. 事務局からアーティストへメールにて出演依頼を配信

- (1) 条件にあう登録団体に、事務局からメールによって一斉配信します。

3. アーティストから主催者へ回答

- (1) アーティストから主催者に回答をいただきます。

※回答はあらかじめ指定した先へ直接連絡してください。

指定する先は主催者の場合または事務局の場合がございます。

4. 主催者から事務局へ決定アーティストの報告

- (1) 参加希望のあったアーティストを主催者から事務局へ速やかに報告してください。

5. 出演決定アーティストと主催者との打ち合わせ

- (1) 出演決定アーティストの代表連絡先を主催者へ通知します。開催までの間、詳細な打ち合わせをお願いします。
- (2) その際に得たアーティストの個人情報の漏洩には、充分配慮するとともに、他の目的で使用しないでください。ただし、「KOTO 街かどアーティスト・カタログ」に掲載されている情報はこの限りではありません。

6. 主催者の広報活動

- (1) 開催形態によって様々ですが、チラシその他の周知に心がけてください。その際、「KOTO 街かどアーティスト」の肩書きを明記してください。

7. 参加アーティストの広報活動

- (1) 個人のホームページや、その他広報活動を積極的に行ってください。

8. 開催日当日

- (1) 参加団体は現地へ直接出向き、主催者（担当者）に参加アーティストであることを告げます。
- (2) パフォーマンスにあたっては、主催者の指示に従います。
- (3) パフォーマンスにあたっては、プレート及びのぼり旗を掲げます。
- (4) 参加アーティストは、パフォーマンス終了時すみやかに主催者および事務局へその旨をメールなどで報告してください（会場へ事務局員が立ち会った場合は、その限りではありません。）
- (5) パフォーマンスにあたっては、①KOTO 街かどアーティストとして実施していることを告知してください。また②KOTO 街かどアーティスト事業はどのようなものかを周知するよう努めてください。

9. 主催者から事務局への報告

- (1) 主催者から事務局へ本番当日の状況をご報告ください。

10. その他

- (1) 当日の進行等については、主催者の指示に従ってください。
- (2) 上記にない項目や条件については、その都度主催者と協議のうえ実施します。

主催者としての基本事項について**1. KOTO 街かどアーティストの称号**

(1) 本事業は、地域活性化と芸術家のいる賑わいのある街の創出が目的です。また、アーティストは単なるにぎやかしとしての性格ではなく、前述の目的と意識をもって実施していただくことが前提となりますので、広報等での取り扱いおよび実施に際しては「KOTO 街かどアーティスト」の称号（肩書き）を必ず明記し、周知していただくようお願いします。

2. のぼり旗の使用

(1) 上記にあわせて、所定の「のぼり旗」を周囲に置いて実施するようお願いします。のぼり旗は、江東区文化コミュニティ財団の各施設に常備しております。事前に江東区文化センターに連絡の上、旗を取りに行く旨をお知らせいただき、各主催会場へお持ちください。また、催事終了後、旗をもとの施設にご返却くださいますようお願いいたします。

3. 広報活動について

(1) 主催者作成のチラシやその他の広報媒体にはできるかぎり情報を掲載いただくようお願いします。その際、KOTO 街かどアーティストの称号（肩書き）を明記するようお願いします。

4. 参加団体との交渉

- (1) 出演依頼については、必ず事務局を通してください。それ以外のものについては、KOTO 街かどアーティスト事業の対象外となります。
- (2) 主催者と事務局双方で確認をした、出演依頼オーダー票の内容を元に各アーティストへ出演打診を行ないます。
- (2) 出演決定後は主催者とアーティスト間で詳細事項を決定してください。また、大幅な依頼内容の変更が生じる時は、アーティスト並びに事務局にご相談ください。

5. 道路使用許可について

(1) 道路使用については、道路交通法第77条（道路の使用の許可）に基づき、許可が必要になる場合があります。この件については、各所管の警察署と相談のうえ、事前に条件整備する必要があります。なお、道路使用許可については、事務局（江東区文化センター）は行ないません。各主催者が行なってください。

6. 雨天時の対応について

- (1) 当日の状況（設定）にもよりますが、主催者とアーティストで相談の上、決定してください。

7. 実施にともなった事故の発生について

- (1) パフォーマンス実施にあたっては事務局・主催者・アーティストが互いに円滑かつ安全に進行するよう努めなければなりません。
- (2) パフォーマンス実施にあたっては万全な安全策を講じ、事故防止に努めていきます。万が一、事件や事故が発生した場合、事務局・主催者・アーティストが速やかに対応することとします。

8. パフォーマンスエリアについて

- (1) 参加団体によって様々ですが、大掛かりなステージ等は必要ありません。

9. 出演料について

- (1) 出演料は基本的に必要ありません。ただし、主催者側の意向（逆指名）による出演依頼や、企画イベント等での出演依頼の場合は、その都度相談となります。KOTO 街かどアーティストの目的は歩行者天国等でのライブパフォーマンスが原点となるので、その考え方に則っています。ただし、主催者からの厚意による謝礼金、弁当、交通費などはその限りではありません。

10. 投げ銭による出演費の対価獲得

- (1) 出演料のないかわりに、投げ銭の許可をお願いします。

11. 主催者側が準備するもの

- (1) 条件提示によっては、控室・電源の確保、駐車場等が必要となります。

12. 終了報告（講評）

- (1) より良い運営を目指すため、終了後事務局へご報告ください。

13. 個人情報について

- (1) アーティスト出演交渉の際に得た個人情報の漏洩には、充分、配慮するとともに、他の目的で使用しないでください。ただし、「KOTO 街かどアーティスト・カタログ」に掲載されている情報はこの限りではありません。

●開催当日までのながれ

